

JR 旅客運賃の精神障害者割引制度の導入について

令和7年4月1日より、JR グループにて旅客運賃の精神障害者割引制度が導入されます。

対象となる方

精神障害者保健福祉手帳（手帳に顔写真が貼付されており、旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第1種または第2種の記載があるもの）をお持ちの方

第1種：精神障害者保健福祉手帳 1級

第2種：精神障害者保健福祉手帳 2級または3級

※お持ちの手帳が下記に該当する場合、割引が適用にならないためご注意ください。

- ・有効期限の切れた手帳
- ・写真が貼付されていない手帳
- ・第1種、第2種の記載がない手帳

※記載を希望される方は裏面の「精神障害者福祉手帳に第1種または第2種の記載を希望する方へ」をご覧ください。

割引制度の概要

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障害者と介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	5割
12歳未満の第2種精神障害者と介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	5割
第1種又は第2種精神障害者 一人での利用の場合 片道営業キロが100キロを超える場合	普通乗車券	5割

※割引となる介護者は1名です。

※手帳所持者と介護者には同一区間の乗車券をお買い求めいただきます。

※割引の詳細、お手続き方法については JR にお問い合わせください。

※JR 以外の割引については、各鉄道会社にお問い合わせください。

精神障害者保健福祉手帳に第1種または第2種の記載を希望する方へ

各福祉事業所社会福祉課で記載の申し出をしていただき、お手持ちの精神障害者保健福祉手帳にスタンプを押印します。

また、精神障害者保健福祉手帳更新時にスタンプを押印します。更新前に押印を希望される方は、社会福祉課の窓口にて記載の申し出をお願いします。

お問合せ先・手続き窓口

各福祉事業所担当窓口

○中央福祉事業所 社会福祉課

中央区役所内 〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2

Tel : 053-457-2057

東行政センター内 〒435-8686 浜松市中央区流通元町 20 番 3 号

Tel : 053-424-0176

西行政センター内 〒431-0193 浜松市中央区雄踏一丁目 31 番 1 号

Tel : 053-597-1159

南行政センター内 〒430-0897 浜松市中央区江之島町 600 番地の 1

Tel : 053-425-1485

○浜名福祉事業所 社会福祉課

浜名区役所内 〒434-8550 浜松市浜名区貴布祢 3000 番地

Tel : 053-585-1697

北行政センター内 〒431-1395 浜松市浜名区細江町気賀 305 番地

Tel : 053-523-2898

○天竜福祉事業所 社会福祉課

天竜区役所内 〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣 481 番地

Tel : 053-922-0024